犬猫パートナー通信

Vol.69

令和8年11月号

犬猫パートナー通信は、パートナー登録事業所から飼い主の皆様へ、
県内譲渡の日程、ペットを飼う上で知っておいてほしいことなどをお届けする情報紙です。

犬猫の譲渡を受けるには

地域の
模範的な飼い主になってくれる人に
もらわれたいにゃ～

県内では以下の行政施設で犬猫の譲渡を行っています。
譲渡をご希望の場合、まずは各施設のホームページをご確認ください。
施設ごとに、譲渡を受ける要件や守るべき項目が決められています。

群馬県動物愛護センター

※ご不明な点がありましたら、
直接センターへ
お問合せください。
☎0270−75−1718

前橋市動物愛護管理センター

4月28日に
新たに
開所しました!!

高崎市動物愛護センター

動物取扱業者の動物管理方法の基準が改正されました

改正のポイントを
解説します。

令和8年10月15日に

「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」

が、改正されました。 この省令は、施設のハード面やソフト面など、動物取扱業者が遵守すべき基準を定めたものです。

今回の改正のPOINT

犬猫以外の哺乳類に関する基準が具体化されました。
ウサギやハムスターなど、ペットとして売られている哺乳類はもちろん、ふれあい動物園やアニマルカフェなどで飼われている哺乳類なども対象です。

今回の改正で具体化された基準の例

- ケージ等、飼養する施設の規模の考え方
- 温湿度計の設置
- 状態悪化時の診療
- 展示時間や休息の確保
- 輸送後の対応
- 繁殖方法
- 夜間のふれあい等の原則禁止　…etc

この基準はいつから守る必要があるの？

省令の施行は**令和９年６月１日**です。
ただし、既存の事業者に限り、
ケージ等の規模のみ1年の猶予期間が設けられています。

- R8.10.15 省令公布
- R9.6.1 省令施行
- R10.6.1 完全施行

新たな基準への対応

ケージ等の規模への対応
～R10.5.31

動物取扱事業者の方へ

基準の詳細は環境省HPでご確認ください。
また、環境省が公開する**「動物取扱業における犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準の細部解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」**をご覧ください。

環境省HP

例えば・・・

移動動物園

ペットショップやふれあい動物園などで展示されている哺乳類は、一定時間ごとに休息をとるか、いつでも人の見えないところに隠れて、休息をとれるようにする必要があります。
　せっかくを動物を見に来たのに見られないこともあり、残念に思われるかもしれませんが、動物にも休息が必要なことを、どうかご理解ください。

基準は飼っているペットにも適用されるの？

この省令は、第一種動物取扱業者や第二種動物取扱業者、つまり、動物を用いた商売や、ボランティア活動をしている事業者が対象となっています。

ぐんま犬猫パートナーシップ制度

検索

問合せ先：
食品・生活衛生課
027-226-2442

群馬県